

該事業主等に代わって支給することを内容とするものに限る。

(終了した確定給付企業年金の残余財産の分配)

第五十七条 法第八十九条第六項に規定する政令

で定める基準は、次のとおりとする。

一 終了した確定給付企業年金の残余財産の額が、当該確定給付企業年金が終了した日(以下この条において「終了日」という。)を法

第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額(以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。)を上回る場合は、

第六十条第三項に規定する事業年度の末日と次に掲げる額を合算した額を当該終了制度加入者等に分配するものであること。

イ 当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 残余財産の額から当該確定給付企業年金の終了日の最低積立基準額を控除した額を、厚生労働省令で定めるところにより分配した額

二 前号に規定するもの以外の場合には、次に掲げるいずれかの方法で分配するものであること。

イ 当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

ロ 終了日における受給権者及び老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす加入者であつた者(以下この項において「受給権者等」という。)に對し、当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額を分配し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等(受給権者等を除く。以下この項において同じ。)に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

ハ 当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等のうち掛金の一部を負担した者(以下この号において「掛金負担者」という。)に対し、当該掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

低積立基準額のうち当該負担に基づき算定される部分(以下この号において「掛け金負担相当額」という。)を分配し、その残余がある場合には、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額(掛け金負担相当額を除く。)に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、掛け金負担相当額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該受給権者等

に係る終了日の最低積立基準額(掛け金負担相当額を除く。)に応じて按分して得た額を分配する場合にあつては、当該掛け金負担者に対し、当該残余財産の額を当該掛け金負担者に係る掛け金負担相当額に応じて按分して得た額を分配する方法

六 解散の認可又は解散の命令の年月日(法第八十三条第三項の規定に基づき解散の認可があつたものとみなされたときは、当該認可があつたものとみなされた年月日)

(清算人の公告)

第五十九条 基金は、清算人が就任し、又は退任したときは、二週間以内に、その氏名及び住所を公告しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

(財産の目録等の承認)

第六十条 清算人は、就任の後、遅滞なく、規約型企業年金又は基金の財産の状況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。

(給付の供託)

第六十一条 清算人は、厚生労働省令で定めるところにより、規約型企業年金が終了し、又は基金が解散した日までに支給すべきであった給付金がまだ支給していないものに相当する金額を供託しなければならない。

(残余財産の処分の制限)

第六十二条 基金の清算人は、基金の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書の承認)

第六十三条 清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第六十四条 基金は、清算人が前項の規定による清算が終了したときは、二週間以内に、清算が終了した旨を公告しなければならない。

(解散等の公告の方法)

第六十五条 第五十八条、第五十九条及び前条第一項の規定による清算が終了したときは、二週間以内に、清算が終了した旨を公告しなければならない。

(地位の承継)

第六十六条 創立総会の会議録については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

第六十七条 創立総会は、第一項の会議録には、議長及び創立総会に

て定めた二人以上の設立同意者が署名しなければならない。

第六十八条 基金が解散したときは、二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 基金の名称

二 事務所の所在地

三 実施事業所の名称及び所在地

四 解散の理由

五 法第八十二条第三項の規定に基づき解散の認可があつたものとみなされたときは、当該事項

六 解散の認可又は解散の命令の年月日(法第八十三条第三項の規定に基づき解散の認可があつたものとみなされた年月日)

(創立総会の議長の選任)

第六十五条の二 創立総会の議長は、創立総会において選任する。

(設立同意者の代理)

第六十五条の三 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者(以下「設立同意者」という。)は、設立委員又は発起人が作成した規約の承認、その他企業年金連合会(以下「連合会」という。)の設立に必要な事項の決定につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権行使することができる。ただし、その設立同意者の親族又は他の設立同意者でなければ、代理人となることができない。

二 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

三 代理人は、五人以上の設立同意者を代理することはできない。

四 代理人は、代理権を証する書面を設立総会に提出しなければならない。

(創立総会の延期又は続行)

第六十五条の四 創立総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、法第九十一条の六第一項の規定による公告は、行うことを要しない。

(創立総会の会議録)

第六十五条の五 創立総会の会議については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

二 前項の会議録には、議長及び創立総会に

て定めた二人以上の設立同意者が署名しなければならない。

三 連合会は、第一項の会議録を連合会の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

四 連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者(法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。第六十五条の二十において同じ。)は、連合会に對し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合において

位を承継することができる。この場合において、当該事業主の地位を承継した者は、当該承継の日から二十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六章 企業年金連合会

(創立総会の議長の選任)

第六十五条の二 創立総会の議長は、創立総会において選任する。

(設立同意者の代理)

第六十五条の三 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者(以下「設立同意者」という。)は、設立委員又は発起人が作成した規約の承認、その他企業年金連合会(以下「連合会」という。)の設立に必要な事項の決定につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権行使することができる。ただし、その設立同意者の親族又は他の設立同意者でなければ、代理人となることができない。

二 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

三 代理人は、五人以上の設立同意者を代理することはできない。

四 代理人は、代理権を証する書面を設立総会に提出しなければならない。

(創立総会の延期又は続行)

第六十五条の四 創立総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、法第九十一条の六第一項の規定による公告は、行うことを要しない。

(創立総会の会議録)

第六十五条の五 創立総会の会議については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

二 前項の会議録には、議長及び創立総会に

て定めた二人以上の設立同意者が署名しなければならない。

三 連合会は、第一項の会議録を連合会の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

四 連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者(法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。第六十五条の二十において同じ。)は、連合会に對し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合において

(適格退職年金からの移行に係る脱退一時金の支給要件の特例)

第五条 法附則第二十五条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十一条第二項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 法第四十一条第二項各号に掲げる要件
- 二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第一号に規定する退職一時金の支給要件
- 三 移行適格退職年金受益者等以外の加入者等の給付の支給要件

(移行適格退職年金受益者等以外の加入者等の支給要件)

第六条 法附則第二十五条第四項の規定にかかるらず、同項の移行適格退職年金受益者等以外の当該確定給付企業年金の加入者等に支給される老齢給付金及び脱退時金については、法第三十六条第四項及び法第四十一条第三項の規定を適用する。

(移行適格退職年金受益者等が掛金を負担する場合の特例)

第七条 法附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等の確定給付企業年金の加入者(移行適格退職年金受益者等に限る)が法第五十五条第二項の規定により掛金の一部を負担する場合にあっては、第四条(第一号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

(新たに厚生年金基金を設立して適格退職年金契約に係る権利義務を承継する場合の手続の特例)

第八条 事業主が、法附則第二十六条第一項の規定に基づき、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する厚生年金基金を設立しようとする場合においては、当該事業主は、当該厚生年金基金の設立の認可の申請に併せて、自己的の名で、同項の認可の申請を行わなければならず、その認可の申請に必要な手続については、第五十三条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項後段」とあるのは「附則第八条」と、「第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項」とあるのは「附則第二十六条第二項において準用する法第百七条第三項」と、「代議員会」とあるのは「厚生年金基金の代議員会」と、「法第三条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第一百一条第一項」と、「基金」とあるのは「厚生年金基金」と、同条

第三項中「基金」とあるのは「厚生年金基金」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一五年五月三〇日政令第二三九号)

この政令は、確定給付企業年金法附則第一条号に掲げる規定の施行の日(平成十五年九月一日)から施行する。ただし、第一条中確定給付企業年金法施行令附則第二条の次に一条を加える改正規定は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日政令第九号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第九号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二八九号)抄 (施行期日)

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二八〇号)抄 (施行期日)

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二七号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六六号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六三号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十六年一月二十五日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日政令第三八三号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日政令第三八二号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日政令第四二九号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日政令第一九号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日政令第一九二号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日政令第一九三号)抄 (施行期日)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三一六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二二二九号)抄 (施行期日)

この政令は、信託法の施行の日(平成十九年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八〇号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八一号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八二号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八三号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八四号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八五号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八六号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八七号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八八号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二八九号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二九〇号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二九一号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二九二号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二九三号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二二九四号)抄 (施行期日)

いう。)の施行の日(平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。

第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一一六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二二二九号)抄 (施行期日)

この政令は、会社法の施行の日(平成二十一年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九〇号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九一号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九二号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九三号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九四号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九五号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九六号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九七号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九八号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九九号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九〇号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九一号)抄 (施行期日)

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月三日政令第二二二九二号)抄 (施行期日)

いう。)

の施行の日(平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三一六号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三一七号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三一八号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三一九号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二〇号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二一号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二二号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二三号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二四号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二五号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二六号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二七号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二八号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九号)抄 (施行期日)

いう。)

の施行の日(平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九〇号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九一号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九二号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九三号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九四号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九五号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九六号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九七号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九八号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三二九九号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三〇号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三一号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三二号)抄 (施行期日)

いう。)

の施行の日(平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。この政令の施行前に於て從前の例によることとされた場合におけるこの政令の施行後に於て從前の例による。

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三二号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三三号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三四号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三五号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三六号)抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月七日政令第三三七号)抄 (施行期日)

<p>第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一月二九日政令第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>罰則に關する経過措置</p> <p>(罰則に關する経過措置)</p> <p>第十一條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。</p> <p>附 則 (平成二八年六月二十四日政令第二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一二月一四日政令第三七五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。</p> <p>経過措置</p> <p>次に掲げる事業主（確定給付企業年金法施行令第一條に規定する事業主をいう。以下同じ。）又は基金（同令第五条第二号に規定する基金をいう。以下同じ。）が、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間にこの政令による改正後の確定給付企業年金法施行令（以下「新令」という。）第四十五条第一項の基本方針を作成し、又は変更しようとするときは、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>この政令の施行の際現に規約型企業年金（確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する規約型企業年金をいい、新令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。以下同じ。）を実施している事業主</p> <p>二 この政令の施行前に確定給付企業年金法（以下「法」という。）第三条第一項第一号の規約の承認又は法第六条第一項の規約の変更の承認の申請をし、この政令の施行後にこれらの承認を受けて規約型企業年金を実施する事業主（前号に掲げる事業主を除く。）の施行後に当該認可を受けて成立する基金</p>	<p>二九二号 (施行期日)</p> <p>この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年七月八日政令第二一九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年九月一六日政令第二一九二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和二年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年八月六日政令第二二九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二</p>
---	--

第一条 (施行期日) この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月二七日政令第
二九二号）

号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日
附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇〇号）
この政令は、公布の日から起算して十日を経